

(別添)

令和7年度 ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる居場所づくり事業（中讃地域）業務仕様書

1 趣旨

この仕様書は、令和7年度ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる居場所づくりの実施について、必要な事項を定める。

2 事業の目的

ひきこもりの状態にある方や生きづらさを抱える方（以下、「対象者」という。）が安心して交流できる居場所につながり、そこで人との関係づくりやで社会参加につながる体験をしながら、自身が目指す生き方や、社会との関わり方等を決めていくことができるようになることを目的とする。

3 業務の内容

対象者は、県内全域とするが、居場所の提供場所は中讃地域（丸亀市、坂出市、善通寺市、宇多津町、綾川町、琴平町、多度津町、まんのう町）とする。

（1）安心できる交流の場の提供

対象者が安心して交流できる居場所を設けること。他者と安心して交流できる場を通して、人間関係の広がりや自身の自己表現につながるような場の提供を月2回以上、1回2時間以上実施すること。必要に応じて訪問、相談等で対象者への継続的な支援及び居場所につながるための支援を行う。

（2）社会参加のきっかけの場の提供

対象者が社会と接点がもてる場に出かけ、適切な刺激や情報を得て、社会参加につながるような機会を提供すること。

（3）体験の場の提供

対象者の状態や意向を踏まえ、体験の機会を作り、段階的な社会参加ができるよう、関係機関と連携を図り、次のステップへの支援を行うこと。

（4）関係機関との連携

事業の実施に当たっては、県、ひきこもり地域支援センター、保健所、市町、福祉サービス事業所、社会福祉協議会、就労支援機関、ひきこもりサポーター等と協力し、連携を図ること。効率的、効果的な事業実施のために、関係機関と協力して上記内容を実施してもよい。

4 業務の明細

（1）委託契約締結後、速やかに事業計画書（様式第1号）を提出すること。

（2）事業実施報告書（様式第2号）にて報告等を行うこと。

5 その他

（1）本業務は、ひきこもりの状態にある方や生きづらさを抱える方へ就労を含む社会参加につながる支援活動をしている団体であって、過去5年以内に県内における活動の実績があるもののうち県が適当と認めるもの。また、ひきこもり支援ができる人材を確保し、対象者に応じた必要な支援につなげることができる団体に委託する。

- (2) 受託者及び業務従事者等（業務に直接・間接を問わず関わる全ての者）は、業務上知り得た秘密を第三者に漏洩したり、開示してはならない。また、本事業の遂行以外の目的に使用してはならない。このことは、本業務終了後においても同様である。
- (3) 受託者は、業務を実施するため、個人情報の取扱については、香川県個人情報保護条例（平成 16 年香川県条例第 57 号）等を遵守すること。
- (4) 対象経費は、他の経費と明確に区分して経理すること。当該事業に係る経理処理について、他の経理と区分した会計簿を備えるとともに、収入額、支出額を記載し、経費の用途を明らかにすること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項及び不明点が生じた場合は、その都度協議して決定する。

担当：香川県健康福祉部障害福祉課精神保健・人材育成グループ 畑本、山下
電話 087-832-3294

令和7年度ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる
居場所事業（中讃地域） 実施計画書

事業所名	
所在地	
管理者名	
事業実施期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日
内 容	
備 考	

令和7年度ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる
居場所事業（中讃地域） 収支予算書
(収入)

科 目	金 額	内 訳
計		

(支出)

科 目	金 額	内 訳
計		

令和 7 年度 ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる
居場所づくり事業（中讃地域）事業実績報告書

事業所名	
所在地	
管理者	
事業実施期間	
実施内容 ・具体的内容 時期、回数 ・参加者人数・ 年代等・どのよ うにつながっ たか ・参加者の反応	
事業効果	
工夫点（広報、 連携含め）	
課題・困りごと	
来年に向けて 考えているこ とがあれば	

令和7年度 ひきこもり当事者・家族向けの交流・社会参加・体験のできる
居場所づくり事業（中讃地域）収支精算書

(収入)

科 目	金 額	内 訳
計		

(支出)

科 目	金 額	内 訳
計		